

(証券コード5461)

2021年6月9日

株 主 各 位

名古屋市中川区小碓通五丁目1番地

中部鋼鉄株式会社

代表取締役社長 重松久美男

第97回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第97回定時株主総会を次のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日のご出席に代え、書面（郵送）またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後記「議決権行使についてのご案内」に従って、2021年6月24日（木曜日）午後5時15分（当社営業時間終了時）までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月25日（金曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市中川区小碓通五丁目1番地
当社 厚生会館大ホール

3. 目的事項 報告事項

1. 第97期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第97期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

第8号議案 当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策） 継続の件

以 上

- ◎ 新型コロナウイルス感染症の流行状況に鑑み、本年はお飲み物・お土産のご提供を中止いたします。また、株主様におかれましては、書面（郵送）またはインターネットにて議決権の事前行使をぜひご考慮いただければと存じます。何卒、事情をご推察のうえ、ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本招集ご通知に提供すべき書類のうち、事業報告、連結計算書類、計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の監査報告書謄本は、別添の「第97回定時株主総会招集ご通知添付書類」に記載のとおりであります。ただし、次の事項につきましては、法令および定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.chubukohan.co.jp/>）に掲載しておりますので、「第97回定時株主総会招集ご通知添付書類」には記載しておりません。
1. 連結計算書類の「連結注記表」
 2. 計算書類の「個別注記表」
- なお、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した書類には、本招集ご通知添付書類のほか、上記ウェブサイト掲載書類も含まれております。
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.chubukohan.co.jp/>）に掲載させていただきます。

- ◎ 当日における新型コロナウイルスの感染防止に向けた当社の対応および株主様へのお願いにつきまして、以下のとおりご案内いたします。

<当社の対応につきまして>

- ・株主総会の運営スタッフは、マスク着用で対応をさせていただきます。登壇役員もマスク着用とさせていただきます。
- ・受付および会場入り口付近にアルコール消毒液を設置いたします。
- ・株主様の座席につきましては、例年よりも役員席との距離をあげ、また座席間の間隔もあけて配置いたします。
- ・感染予防の観点から、お飲み物およびお土産のご提供を中止いたします。また、例年開催しておりました定時株主総会後の会社説明会につきましても、本年は中止いたします。

<株主様へのお願いにつきまして>

- ・株主総会開催日の最新の国内の流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、ご出席についてご判断くださいますようお願い申し上げます。
- ・ご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方、体調のすぐれない方は、ご出席を見合わせることもご検討ください。
- ・株主総会の議決権行使は、書面（郵送）またはインターネットによる議決権行使も可能でございますので、ぜひご利用をご検討ください。
- ・ご来場の株主様で発熱、咳その他ご体調がすぐれないと見受けられる方につきましては、スタッフよりお声がけさせていただく場合がございます。
- ・ご出席くださる株主様には、マスクのご着用やアルコール消毒液のご使用など、感染予防に向けたご配慮・ご協力をお願い申し上げます。

議決権行使 についてのご案内

同封の株主総会参考書類をご検討いただき、

以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席されない場合

●書面による議決権行使 ●「スマート行使」によるご行使 ●パソコン等によるご行使 ●

行使期限

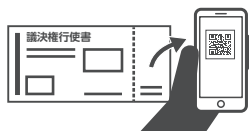
2021年6月24日(木曜日)
午後5時15分到着分まで



同封の議決権行使書用紙に
議案に対する賛否をご表示
いただき、行使期限までに
当社株主名簿管理人に到着
するようご返送ください。

行使期限

2021年6月24日(木曜日)
午後5時15分行使分まで



同封の議決権行使書用紙の
右下「スマートフォン用議決
権行使ウェブサイトログイン
QRコード」をスマートフォン
かタブレット端末で読み
取ります。

詳細につきましては次頁
以降をご覧ください。

行使期限

2021年6月24日(木曜日)
午後5時15分行使分まで

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権
行使書用紙に記載の議決権
行使コード及びパスワードを
ご利用のうえ、画面の案内に
従って議案に対する賛否を
ご登録ください。

詳細につきましては次頁
以降をご覧ください。

当日ご出席される場合

●株主総会へ出席●



株主総会開催日時

2021年6月25日(金曜日)

午前10時

同封の議決権行
使書用紙をご持
参いただき、会
場受付にご提出
ください。

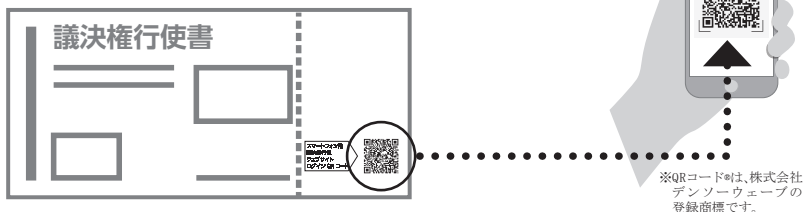
重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット(「スマート行使」を含む。)により二重に議決権を行使された場合は、インターネット(「スマート行使」を含む。)によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット(「スマート行使」を含む。)により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

●「スマート行使」によるご行使 ●

①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

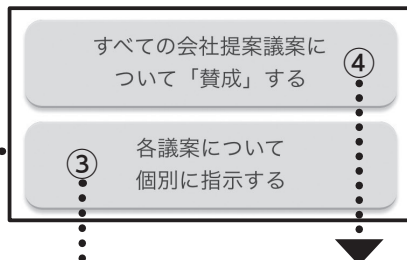
同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



②議決権行使ウェブサイトを開く



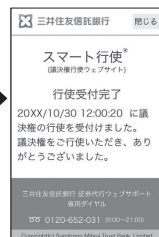
表示されたURLを開くと
議決権行使ウェブサイト画面が開きます。
議決権行使方法は2つあります。



③各議案について個別に指示する



④すべての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了！

画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

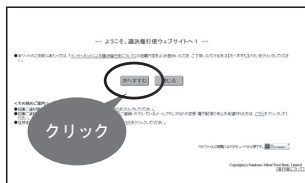


一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

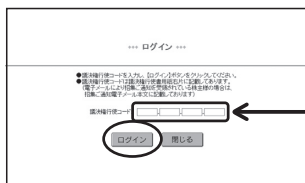
● パソコン等によるご行使 ●

①議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



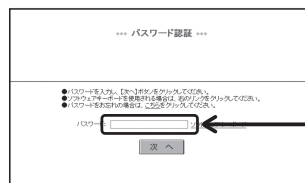
②ログインする



議決権行使コード

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。

③パスワードを入力する



パスワード

同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

ご不明な点につきましては、
以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使に関する

パソコン等の操作方法について



0120-652-031

(9:00～21:00)

その他のご照会



0120-782-031

(平日9:00～17:00)

【株主総会参考書類】

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、利益配分につきましては、安定的な配当に意を払いつつ、業績に見合った弾力的な配当を実施していくことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業環境などを総合的に勘案し、1株につき普通配当金10円とさせていただきたいと存じます。

これにより、中間配当金8円を含め当期の年間配当金は1株につき金18円となります。

また、今後の研究開発投資、設備投資等に備え財務体質の強化を図るため、以下のとおり10億円を、別途積立金に積み立てたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金10円 総額276,034,120円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月28日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその金額

別途積立金 1,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその金額

繰越利益剰余金 1,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 監査等委員である取締役が取締役会における議決権を持つこと等による取締役会の監督機能の一層の強化と、迅速な意思決定の実現により、更なるコーポレート・ガバナンスの強化ならびに持続的な企業価値の向上を図るため、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- (2) 監査等委員会設置会社移行にあたり、社外取締役および社外監査役との間で責任限定契約を締結できる旨の規定を、取締役（業務執行取締役であるものを除く。）との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定に変更するものであります。なお、変更案第27条（取締役の責任免除）につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、本議案は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

（下線は変更箇所を示しています。）

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 <条文の省略>	第1条～第3条 <現行通り>
（機関）	（機関）
第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
（1）取締役会	（1）取締役会
（2） <u>監査役</u>	（2） <u>監査等委員会</u>
<u>（3）監査役会</u>	<削除>
<u>（4）会計監査人</u>	<u>（3）会計監査人</u>

現行定款	変更案
第5条 <条文の省略> 第2章 株 式 第6条～第12条 <条文の省略> 第3章 株主総会 第13条～第18条 <条文の省略> 第4章 取締役及び取締役会 (員数) 第19条 当社の取締役は12名以内とする。 (選任方法) 第20条 <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> <新設> ②当社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。	第5条 <現行通り> 第2章 株 式 第6条～第12条 <現行通り> 第3章 株主総会 第13条～第18条 <現行通り> 第4章 取締役及び取締役会 (員数) 第19条 当社の取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）は12名以内、<u>監査等委員である取締役は4名以内</u>とする。 (選任方法) 第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u> <u>②取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> ③当社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

現行定款	変更案
(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ＜新設＞ ②増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。 ＜新設＞ ＜新設＞	(任期) 第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ＜削除＞ ③任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。 ④会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

現行定款	変更案
(代表取締役及び役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 ②取締役会は、その決議によって取締役中から取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。会長は会社経営に関し社長の相談に与かり、社長は取締役会の決議を執行し会社の業務を統理する。副社長、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐して会社の日常業務を処理し、社長事故あるときは副社長、専務取締役、常務取締役の順によりその職務を代行する。 (報酬等) 第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 <u>(以下、「報酬等」という)</u> は株主総会の決議によって定める。	(代表取締役及び役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。 ②取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。会長は会社経営に関し社長の相談に与かり、社長は取締役会の決議を執行し会社の業務を統理する。副社長、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐して会社の日常業務を処理し、社長に事故があるときは副社長、専務取締役、常務取締役の順によりその職務を代行する。 (報酬等) 第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>株主総会の決議によって定める。
第24条 <条文の省略> <新設>	第24条 <現行通り> (重要な業務執行の決定の委任) 第25条 当会社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

現行定款	変更案
第25条 <条文の省略> (取締役の責任免除) 第26条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ②当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額とする契約を締結することができる。</u> <u>第5章 監査役及び監査役会</u> (員数) 第27条 <u>当社の監査役は4名以内とする。</u> (選任方法) 第28条 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> ②常勤の監査役は、<u>監査役会の決議によって選定する。</u>	第26条 <現行通り> (取締役の責任免除) 第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ②当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間に、会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額とする契約を締結することができる。 <削除> <削除> <削除>

現行定款	変更案
<u>(任期)</u> <u>第29条 監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> <u>(報酬等)</u> <u>第30条 監査役会の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u> <u>(監査役会規則)</u> <u>第31条 監査役会に関する事項については、監査役会で定める監査役会規則による。</u> <u>(監査役の責任免除)</u> <u>第32条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額とする契約を締結することができる。</u>	<削除> <削除> <削除> <削除>

現行定款	変更案
<新設>	第5章 <u>監査等委員会</u>
<新設>	<u>(常勤の監査等委員)</u> <u>第28条 監査等委員会は、その決議によ</u> <u>って、監査等委員の中から、常勤の監査</u> <u>等委員を選定することができる。</u>
<新設>	<u>(監査等委員会規則)</u> <u>第29条 監査等委員会に関する事項につ</u> <u>いては、監査等委員会で定める監査等委</u> <u>員会規則による。</u>
第6章 計 算	第6章 計 算
第 <u>33</u> 条～第 <u>36</u> 条 <条文の省略>	第 <u>30</u> 条～第 <u>33</u> 条 <現行通り>
第7章 買収防衛策	第7章 買収防衛策
第 <u>37</u> 条 <条文の省略>	第 <u>34</u> 条 <現行通り>
<新設>	<u>附則</u> <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>当社は、第97回定時株主総会終結前の</u> <u>行為に関する会社法第423条第1項所定</u> <u>の監査役（監査役であった者を含む。）</u> <u>の損害賠償責任を、法令の限度におい</u> <u>て、取締役会の決議によって免除するこ</u> <u>とができる。</u>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員は任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いするものであります。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
①	しげ まつ くみお 重 松 久美男 (1956年 6月7日生) 再任	1981年4月 当社入社 2004年6月 当社製造部長 2007年4月 当社生産業務部長 2008年6月 当社参与生産業務部長 2010年1月 当社参与経営企画部長 2010年6月 当社取締役経営企画部長 2013年6月 当社取締役製造所長 2014年6月 当社常務取締役製造所長 2016年6月 当社常務取締役 2017年6月 当社代表取締役社長（現任）	50,261株
	[取締役候補者とした理由] 重松久美男氏は、当社において長年にわたり製鋼・技術部門に従事し、当社の技術をリードしてまいりました。また経営企画を担当、営業・購買を管掌するなど、製造管理・生産技術を含め事業全般にわたる豊富な知識を有しております。さらに、2017年6月に代表取締役社長に就任以来、当社グループ経営基盤の強化および企業価値向上を目指し強いリーダーシップを発揮していることから、その経験を活かせると判断し、引き続き取締役候補者となりました。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
②	寺 本 ひとし （1959年 4月2日生） 再任	1985年4月 新日本製鐵㈱（現 日本製鐵 ㈱）入社 2006年4月 同社大分製鐵所厚板工場長〔部 長〕兼厚板事業部部長 2011年4月 同社厚板事業部厚板営業部部長 兼厚板事業部部長兼ウジミナス プロジェクト班部長 2012年10月 新日鐵住金㈱（現 日本製鐵 ㈱）厚板事業部厚板技術部上席 主幹兼ウジミナスプロジェクト 上席主幹 2014年4月 日鉄住金物流㈱（現 日鉄物流 ㈱）執行役員 2015年4月 当社顧問 2015年6月 当社取締役製造所副所長 2016年6月 当社取締役製造所長 2017年6月 当社常務取締役製造所長 2018年6月 当社常務取締役（経営企画部管 掌） 2018年6月 シーケークリーンアド㈱取締役 2019年6月 明德産業㈱取締役（現任） 2020年7月 当社常務取締役設備企画室長 （経営企画部管掌）（現任） （重要な兼職の状況） 明德産業㈱取締役	15,445株
[取締役候補者とした理由] 寺本仁氏は、長年大手鉄鋼会社の製造部門に所属し、厚板の製造に関する豊富な知識を有するとともに、経営企画・製造部門の管掌役員として、経営企画・生産技術・商品開発等に関する業務を統括し、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など重要な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者となりました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
③	しば た こう じ 柴 田 孝 司 (1957年) (8月24日生) 再任	1980年4月 当社入社 2003年4月 当社販売部東京営業所長 2007年4月 当社購買部長 2010年1月 当社販売部東京営業所長 2013年6月 シーケー商事㈱代表取締役社長 2017年6月 当社取締役営業部長（現任） 2018年11月 シーケー商事㈱取締役	16,167株
	[取締役候補者とした理由] 柴田孝司氏は、当社において長年にわたり営業・購買部門に所属し、またグループ会社の取締役社長を務めるなどその豊富な業務経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。		
④	こ む ら し ん じ 古 村 伸 治 (1961年) (9月1日生) 再任	1984年4月 当社入社 2008年6月 当社製造部長 2010年6月 明德産業㈱取締役 2015年4月 当社生産技術部長 2015年6月 当社参与生産技術部長 2015年6月 シーケー物流㈱取締役（現任） 2016年6月 当社参与製造所副所長 2018年6月 当社取締役製造所長（現任） (重要な兼職の状況) シーケー物流㈱取締役	16,458株
	[取締役候補者とした理由] 古村伸治氏は、当社において長年にわたり製鋼・技術部門に従事し、当社の技術に精通しており、またグループ会社の経営に参画するなど、その豊富な経験と製造管理・生産技術に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
⑤	まつ だ すすむ 松 田 将 (1966年 12月29日生) 再任	1989年4月 (株)東海銀行（現 (株)三菱UFJ 銀行）入行 2009年10月 (株)三菱東京UFJ銀行（現 (株) 三菱UFJ銀行）練馬平和台支 店長 2011年5月 同行多摩支店長 2013年4月 同行一宮支店長兼エリアディレ クター 2015年12月 同行柏支店長兼エリアディレク ター 2019年5月 当社財務部担当部長 2019年6月 当社参与財務部長 2020年6月 当社取締役総務部長（現任）	3,022株
[取締役候補者とした理由] 松田将氏は、入社以来財務経理・総務・人事部門の責任者として重要な 業務の意思決定に携わり、また金融機関における長年の経験と財務等に関 する豊富な知見を有していることから、引き続き取締役候補者としました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
⑥	みや はな ひで き 宮 花 秀 樹 (1967年 12月12日生) 再任 社外 独立	1990年4月 三井造船㈱入社 2008年4月 三井物産スチール㈱第一部門建築・鉄構部担当部長 2009年5月 同社第一部門厚板鋼管部担当部長 2015年9月 同社関西支社ステンレス・線材・特殊鋼部担当部長 2017年4月 同社関西支社ステンレス・線材・特殊鋼部営業部長 2018年4月 同社西日本統括本部西日本営業部長 2019年12月 同社西日本統括本部副本部長 2020年4月 同社執行役員西日本統括本部長(現任) 2020年6月 当社社外取締役(現任) 2020年6月 岸和田製鋼㈱社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 三井物産スチール㈱執行役員西日本統括本部長 岸和田製鋼㈱社外取締役	0株
[社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要] 宮花秀樹氏は、商社において要職を歴任するとともに、鉄鋼業と鉄鋼流通に関する豊富な経験と知見を有しています。当該見識を活かし経営全般に対して適宜積極的な発言をいただいており、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したため、引き続き社外取締役候補者としました。選任後は、引き続き上記の役割を果たし、業務執行の監督等の職務を適切に遂行いただくことを期待しております。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
⑦	ひらの たか ひろ 平 野 隆 裕 (1960年 6月4日生) 新任 社外 独立	1984年4月 岡谷鋼機㈱入社 2004年3月 香港岡谷鋼機有限公司社長 2009年9月 岡谷鋼機㈱東京本店貿易本部第二部長 2011年5月 同社東京本店エレクトロニクス本部長 2012年5月 同社取締役 東京本店エレクトロニクス本部長 2013年5月 同社取締役 情報・電機事業担当 東京本店エレクトロニクス本部長 2014年3月 同社取締役 情報・電機事業担当 東京本店副本店長兼エレクトロニクス本部長 2016年5月 米国岡谷鋼機会社社長 2018年5月 岡谷鋼機㈱常務取締役 情報・電機事業担当 東京本店長 2020年5月 同社常務取締役 情報・電機事業担当 名古屋本店長（現任） 2020年6月 当社社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） 岡谷鋼機㈱常務取締役名古屋本店長	0株
[社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要] 平野隆裕氏は、商社において国内外の要職を歴任するとともに、経営者としての経験および幅広い識見を有しており、これらの豊富な経験を当社の経営全般の監査に反映していただいております。今後、当該経験に基づき経営全般に対する提言・助言を適宜行っていただき、業務執行の監督等の職務を適切に遂行いただくことを期待し、社外取締役候補者としました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 宮花秀樹氏、平野隆裕氏は社外取締役候補者であります。
3. 宮花秀樹氏は、三井物産スチール㈱執行役員西日本統括本部長で、同社は当社と販売における取引先関係にあり、同社は当社の株主順位第2位であります。
4. 平野隆裕氏は、岡谷鋼機㈱常務取締役名古屋本店長で、同社は当社との販売、購買における取引先関係にあり、当社の株主順位第6位であります。
5. 宮花秀樹氏、平野隆裕氏は、当社の社外取締役の独立性判断基準を満たしており、名古屋証券取引所に対し、同取引所の定める独立役員として届け出ております。
6. 社外取締役候補者が当社社外取締役または当社社外監査役に就任してからの年数について
- ・宮花秀樹氏の当社社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって1年であります。
 - ・平野隆裕氏の当社社外監査役在任期間は本総会終結の時をもって1年であります。
7. 当社は宮花秀樹氏、平野隆裕氏との間で会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める額とする責任限定契約を締結しております。宮花秀樹氏の再任が承認された場合には、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、平野隆裕氏の選任が承認された場合には、同氏と改めて社外取締役として同様の契約を締結する予定であります。
8. 当社は、当社の役員全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各候補者が取締役役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたしますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。本議案については、監査役会の同意を得ております。本議案に係る決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所 有 する 当社の株式数
①	こ ばやし ひろ や 小 林 洋 哉 (1954年 11月1日生) 新任 社外 独立	1978年4月 三菱信託銀行(株)(現 三菱UFJ信託銀行(株)) 入行 1980年10月 豊田工機(株)(現 (株)ジェイテクト) 入社 2002年4月 名城大学法学部非常勤講師(現任) 2006年1月 (株)ジェイテクト法務部長 2012年4月 名古屋外国語大学現代国際学部教授 2014年6月 中部飼料(株)社外取締役(現任) 2016年6月 当社社外取締役(現任) 2020年4月 名古屋外国語大学名誉教授(現任) (重要な兼職の状況) 名古屋外国語大学名誉教授 中部飼料(株)社外取締役	0株
[監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要] 小林洋哉氏は、長年にわたり企業法務や経営管理業務に携わり、また大学で法学やマネジメント等の教授を務め、法律の専門的な知見を有しています。当該専門知識を活かし経営全般に対して適宜積極的な発言をいただいており、今後、その見識を活かし経営を監督する役割を果たしていただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者としました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
②	の むら やす ひろ 野 村 泰 弘 (1 9 6 5 年) (7 月 17 日 生) 新任 社外	1989年 4 月 住金物産㈱ (現 日鉄物産㈱) 入社 2011年10月 同社プラント鋼管部長 2013年10月 日鉄住金物産㈱ (現 日鉄物産 ㈱) 特殊管・鋼管輸出営業部長 2014年 8 月 NIPPON STEEL & SUMIKIN BUSSAN (SINGAPORE) PTE. LTD. (現 NIPPON STEEL TRADING (SINGAPORE) PTE. LTD.) 社長 2019年 4 月 日鉄物産㈱執行役員名古屋支店 長 (現任) 2019年 6 月 当社社外監査役 (現任) (重要な兼職の状況) 日鉄物産㈱執行役員名古屋支店長	0株
	[監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要] 野村泰弘氏は、鉄鋼商社において国内外の要職を歴任し、その豊富な経験と知識を、グローバルな見地から当社の経営全般の監査に反映していただいております。今後も、当社経営に対して積極的に提言をいただき、当該見識を活かし経営を監督する役割を果たしていただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者としました。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
③	にし がき まこと 西 垣 誠 (1960年) 8月26日生 新任 社外 独立	2003年10月 弁護士登録（愛知県弁護士会） 2003年10月 入谷法律事務所入所（現任） 2008年6月 シーキューブ㈱社外監査役 2010年9月 新東㈱社外監査役 2019年6月 当社社外監査役（現任） 2020年9月 新東㈱社外取締役（監査等委員）（現任） (重要な兼職の状況) 入谷法律事務所弁護士 新東㈱社外取締役（監査等委員）	0株
	[監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要] 西垣誠氏は、弁護士として法務の豊富な知識・経験を有しており、その専門的な知見を当社の経営全般の監査に活かしていただいております。今後も、当該専門知識に基づき当社経営に対して積極的に提言をいただき、経営を監督する役割を果たしていただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。		
④	いわ た ひろ こ 岩 田 広 子 (1976年) 3月15日生 新任 社外 独立	2002年10月 中央青山監査法人 入所 2007年7月 あずさ監査法人 移籍 2007年12月 あずさ監査法人 退所 2008年1月 公認会計士岩田広子事務所所長（現任） 2008年5月 一般財団法人名古屋公衆医学研究所 監事（現任） 2016年7月 C T S監査法人 代表社員（現任） 2017年7月 社会福祉法人仁成会 理事 (重要な兼職の状況) 公認会計士岩田広子事務所 所長 C T S監査法人 代表社員	0株
	[監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要] 岩田広子氏は、公認会計士としての豊富な経験と知識や、企業経営を統括する十分な見識を有しています。当該専門知識に基づいた当社経営に対する監督と、積極的な提言を行っていただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者 4 氏全員は、社外取締役候補者であります。なお、小林洋哉氏、西垣誠氏につきましては、名古屋証券取引所に対し、同取引所の定める独立役員として届け出ており、岩田広子氏につきましては、名古屋証券取引所に対し、同取引所の定める独立役員として届け出る予定であります。
3. 野村泰弘氏は、日鉄物産(株)執行役員名古屋支店長で、同社は当社と販売、購買における取引先関係にあり、当社の株主順位第 3 位であります。
4. 監査等委員である社外取締役候補者が当社社外取締役または当社社外監査役に就任してからの年数について
- ・ 小林洋哉氏の当社社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって 5 年です。
 - ・ 野村泰弘氏、西垣誠氏の当社社外監査役在任期間は本総会終結の時をもって 2 年です。
5. 当社は小林洋哉氏、野村泰弘氏、西垣誠氏との間で会社法第 427 条第 1 項の規定により、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を法令の定める額とする責任限定契約を締結しております。小林洋哉氏の監査等委員である取締役としての選任が承認された場合は、同氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。野村泰弘氏、西垣誠氏の監査等委員である取締役としての選任が承認された場合は、各氏との間で当該責任限定契約と同様の内容の責任限定契約を締結する予定であります。
- また、岩田広子氏の選任が承認可決された場合は、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
6. 当社は、当社の役員全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、2008年6月20日開催の第84回定時株主総会において年額250百万円以内（うち社外取締役の報酬額は年額10百万円以内）とご承認いただき現在に至っております。第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたしますので、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社に移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬等の額を、年額250百万円以内（うち社外取締役分は年額10百万円以内）とすること、および各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとすることにつきご承認をお願いするものであります。ただし、この報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

なお、当社は「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」を定めており、その概要は招集通知添付書類の11頁から12頁に記載のとおりであります。本議案は、当該方針に沿うものであることから、相当なものであると判断しております。

なお、現在の取締役は9名（うち社外取締役は3名）であります。第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は7名（うち社外取締役2名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力が発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社に移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額60百万円以内とすること、および各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

なお、監査等委員である取締役への報酬については、監査等委員である取締役の職務の役割と責任を踏まえた金額を支給することから、本議案は相当なものであると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役の員数は4名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）

に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役（社外取締役を除く。）の譲渡制限付株式に係る報酬等の額は、2019年6月25日開催の第95回定時株主総会において、取締役の報酬等の額（年額250百万円以内。うち社外取締役10百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とは別枠で、年額48百万円以内とする旨株主の皆様のご承認をいただいております。

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたしますので、改めて取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等の総額を、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」で提案しております報酬限度額とは別枠として、当社第95回定時株主総会においてご承認をいただいた合計額と同額の、年額48百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）といたしたいと存じます。なお、当社は「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」を定めており、その概要は招集通知添付書類の11頁から12頁に記載のとおりであります。また、本議案は当該方針に沿うものであります。また、譲渡制限付株式の割当ては、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定していることから、本議案は相当なものであると考えております。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認された場合、7名（うち社外取締役2名）となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

なお、対象取締役に対して割り当てる本譲渡制限付株式の内容は、2019年6月25日開催の第95回定時株主総会において承認された内容と同一であり、その詳細は下記のとおりであります。

記

対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容および数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当ておよび払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けます。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行または処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における名古屋証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲で当社取締役会において決定します。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していることおよび下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給します。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数10万株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とします。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます。）または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができます。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとします。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、30年から50年までの間で当社取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」といいます。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」といいます。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」といいます。）。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得します。

また、本割当株式のうち、上記（1）の譲渡制限期間が満了した時点において下記（3）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得します。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件とし

て、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

（４）組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が、譲渡制限期間が満了した時点より前に到来するときに限ります。以下、「組織再編等承認時」といいます。）であって、かつ当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が当社の取締役を退任することとなる場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。

また、組織再編等承認時には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

第8号議案 当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）継続の件

当社は、2018年6月22日開催の第94回定時株主総会において、「当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「本対応方針」といいます。）の継続についてご承認をいただきましたが、その有効期間は、本総会の終結の時をもって満了となります。

当社は、本内容や継続について検討を重ねた結果、2021年5月25日開催の当社取締役会において、本総会で株主の皆様のご承認を得られることを条件として、本対応方針の内容を一部変更したうえで、本対応方針について継続導入することを決議いたしました。

本対応方針の継続にあたり、現対応方針から見直しを行った主な内容は以下のとおりです。

- ① 独立委員会の対抗措置に関する勧告において、株主の皆様意思の確認を得るべき旨の留保を付することができる旨を明記しました。
- ② その他、文言の整理・修正などを行いました。

本対応方針の継続につきましては、当社の独立委員会委員の3名全員が承認しております。また、社外監査役を含む当社監査役全員は、本対応方針の具体的内容が適正に行われることを条件として、本対応方針に賛同しております。

なお、当社は買収防衛策について、2008年6月の導入以降、買収防衛策をめぐる諸々の動向も踏まえつつ毎年見直しの検討を行っていましたが、買収防衛策の制度内容に関してほぼ確立されてきたこと、有効期間の満了前であっても、株主総会や取締役会の決議をもって廃止することができることなどを総合的に勘案し、2012年6月の導入より本対応方針の有効期間を3年としております。

本対応方針は、2005年5月27日付の経済産業省・法務省の「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の3つの原則に準拠し、かつ、2008年6月30日付の企業価値研究会の「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されたものであります。

当社グループの企業価値・株主の皆様の共同の利益を引き続き確保・向上させていくため、本対応方針の継続導入につきまして株主の皆様にご審議いただき、当社定款の規定に基づき、ご承認をお願いするものであります。

I. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買が認められている以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えています。

しかしながら、当社および当社グループの経営にあたっては、電炉厚板製造に係わる高い技術力と幅広いノウハウ、豊富な経験、ならびに顧客・取引先および従業員等のステークホルダーとの間に長年にわたって築いてきた緊密な関係等への十分な理解と配慮が不可欠であり、これらに関する十分な理解がなくては、将来実現することのできる株主価値を適正に判断することはできないものと考えます。

当社グループが構築してきたコーポレートブランド、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させていくためには、企業価値の源泉（注）を維持するとともに、当社の掲げる経営計画を実行していくことが必要不可欠であり、これらが当社の株式の大規模買付行為を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。さらに外部者である買収者からの大規模買付行為の提案を受けた際には、当社グループの企業価値の源泉、有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社グループの企業価値を構成する事項等、さまざまな事項を適切に把握したうえで、当該買付が当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益におよぼす影響度を判断する必要があります。

当社としては、当社株式に対する大規模買付が行われようとした際に、株主の皆様当該大規模買付に応じるべきか否かを判断いただくために、買付を行おうとする者からの必要十分な情報の提供と当社取締役会による評価を行うべき期間が与えられるようにしたうえで、株主の皆様が熟慮に基づいた判断を行うことができるような体制を確保することが、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものと考えております。

当社取締役会は、当社株式に対する大規模買付行為が行われようと

した際には、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様判断いただくために、また、必要あるときは、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案することができるようにするために、必要な情報を入手し、その評価のための時間を確保し、ひいては株主の皆様のために買収を行おうとする者と交渉を行うこと等を可能とする枠組みが、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模買付を抑止するために必要不可欠であり、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為に対しては、当社は必要かつ相当の対抗措置をとることにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。（以上の当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について、以下「本基本方針」といいます。）

注：企業価値の源泉

当社グループの企業価値の源泉は、国内唯一の電炉厚板専門メーカーとして、国内希少備蓄資源のひとつである鉄スクラップを主原料に、長年にわたり培ってきた高度な操業技術で、一般的に高炉品種とされている厚板製造を、電炉操業により可能にすることで、環境負荷の軽減、循環型社会の発展に貢献していることにあります。また、短納期、小ロット、多品種生産を可能とする電炉の特性を活かし、高炉を補完するかたちで市場における需要家ニーズに応え続けており、当社のオリジナル製品である被削性改良鋼板やレーザ切断用鋼板は、市場においてその性能に高い評価を受けております。さらに、営業面においては、受注生産体制に徹することで、受注した製品をタイムリーに生産出荷することができ、需要家との間で強い信頼関係が構築され、安定受注が維持されています。

当社経営と従業員の関係は、「人を基本とする経営の実践」という経営理念に支えられた極めて良好な関係にあり、企業価値形成の源泉になっております。

Ⅱ．本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策））

1． 当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）設定の目的

昨今のわが国資本市場における企業買収などの状況に鑑みると、今後も当社の経営の基本方針に重大な影響を与える買収提案が行われる可能性を否定できません。当社は上場会社（名古屋証券取引所に上場）として、当社に対してそのような買収提案があった場合、特定の者による当社株式の大規模買付行為を受け入れるか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものと認識しております。

しかしながら、株式の大規模買付行為の中には、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するものが存在します。経営を一時的に支配して当社の有形・無形の重要な資産を買付者またはそのグループ会社等に委譲させることを目的とするものなど、真に経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ、高値で当社株式を当社またはその関係者に引き取らせることを目的とするもの、当社の将来にわたる持続的発展に必要な資金投入等を犠牲にして、一時的な高配当を実現させることを目的とするものなどがあります。

このような状況下、当社は株主の皆様に当該大規模買付行為に応じるべきか否かを判断していただくために、大規模買付者から必要な情報の提供を受け、当社取締役会がその評価を行うための時間が与えられたうえで、株主の皆様が熟慮に基づいた判断を行うことができるような体制を確保することが重要と考えております。また、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為に対しては、その時点で必要かつ相当の対抗措置をとるために、あらかじめ対応方針（買収防衛策）を設定し、これを株主の皆様に承認いただくことが必要であると判断したものであります。

当社は、本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、以下に定める内容の合理的なルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定いたします。

なお、Ⅱ．に記載する当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）を以下「本対応方針」といいます。

2. 本対応方針の対象

本対応方針は、特定株主グループ（注１）の議決権割合（注２）を20%以上とすることを目的とする当社株式等（注３）の買付行為または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為（市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。）を適用対象とします。

ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した買付行為は、本対応方針の適用対象からは除外いたします。

本対応方針の適用を受ける買付行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を以下「大規模買付者」といいます。

注１：「特定株主グループ」とは、

（i）当社の株式等（金融商品取引法（以下、「本法」といいます。）第27条の23第１項に規定する「株券等」をいいます。）の保有者（同条第３項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同条第５項に規定する「共同保有者」をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）ならびに当該保有者との間でまたは当該保有者の共同保有者との間で保有者・共同保有者間の関係と類似した一定の関係にある者（以下「準共同保有者」といいます。）

または、

（ii）当社の株式等（本法第27条の２第１項に規定する「株券等」をいいます。）の買付等（同項に規定する「買付等」をいい、競売買の方法によるか否かを問わず金融商品取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同条第７項に規定する「特別関係者」をいいます。）

を意味します。

注2：「議決権割合」とは

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、①保有者の株式等保有割合（本法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株式等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も計算上考慮されるものとします。）と、②当該保有者の準共同保有者の株式等保有割合とを合わせた割合（①と②を合算するにあたって、①と②との間で重複する保有株式等の数については、控除するものとします。）
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者および当該特別関係者の株式等所有割合（本法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）を合計した割合を意味します。各株式等保有割合および各株式等所有割合の算出にあたっては、総議決権の数（本法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（本法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：「株式等」とは、本法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

3. 独立委員会の設置

本対応方針を適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の合理性・公正性を担保するため、独立委員会を引き続き設置いたします。本対応方針継続にあたっての独立委員会の概要は、別紙2に記載のとおりです。また、独立委員会委員の氏名・略歴は別紙3に記載のとおりです。

大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守したか否かの判断（下記5.「大規模買付行為がなされようとした場合における対応方針」参照）、対抗措置の発動の判断等本対応方針に係る重要な判断に際しては、当社取締役会は必ず独立委員会に諮問することとし、その勧告を最大限尊重するものとします。

4. 大規模買付ルールの内容

(1) 情報の提供

当社が設定しております大規模買付ルールは、①大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、②当社取締役会による評価期間が経過した後はじめて当該大規模買付行為を開始する、というものです。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立またはその構成の準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および行おうとする大規模買付行為の概要を明示したうえ、大規模買付ルールに従う旨の「意向表明書」をご提出いただきます。当社が意向表明書を受領した場合には、当社は、その旨を適時適切な方法により開示いたします。

また、意向表明書をご提出いただいたうえで、その後当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。なお、意向表明書および本必要情報における使用言語は日本語に限るものとします。

当社取締役会は、意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初ご提供いただくべき本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。

また、上記の本必要情報について以下に記載した具体的内容のリストに従い大規模買付者から当初提供していただいた情報のみでは、当該大規模買付行為の内容および態様等に照らして、株主の皆様のご判断または当社取締役会の評価・検討等のためには不十分であると当社取締役会が合理的に判断した場合には、追加して大規模買付情報の提供を求めることの適否ならびに追加して提供を求める大規模買付情報の種類および範囲について独立委員会に諮問し、同委員会からの勧告を最大限尊重して当社取締役会が別途請求する追加の情報を大規模買付者から提供していただきます。

本必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の目的および内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

- ① 大規模買付者およびそのグループ（共同保有者、準共同保有者および特別関係者を含みます。）の詳細（大規模買付者の事業内容、資本構成、財務内容、当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）

- ② 大規模買付行為の目的、方法および内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等および関連する取引の実現可能性等を含みます。）
- ③ 当社株式の取得対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容等）および取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ④ 当社および当社グループの経営に参画した後に想定している各経営者候補に関する情報（当該各経営者候補の当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）ならびに経営に参画した後の方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等の基本情報
- ⑤ 当社および当社グループの取引先、顧客、従業員、地域関係者等のステークホルダーと当社および当社グループとの関係に関して大規模買付行為完了後に予定する変更の有無およびその内容
- ⑥ その他当社取締役会、大規模買付行為に関し当社が委嘱した外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。以下、「外部専門家等」といいます。）等が合理的に必要と判断して求める情報

なお、大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された本必要情報は、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を株主の皆様の開示します。

（２）取締役会による評価期間

次に、当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のために原則として60日を超えない期間を取締役会評価期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、この旨を大規模買付者に通知します。取締役会評価期間は、買付の目的、対価の種類、買付方法等、大規模買付行為の評価の難易度に応じて設定しますが、設定後必要に応じて取締役会評価期間が最大90日間となるまでこの旨を大規模買付者に通知して延長できるものとします。大規模買付行為は、取締役会

評価期間の満了後にのみ開始されるものとします。当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した場合には、速やかにその旨と取締役会評価期間が満了する日を大規模買付者に通知するとともに、速やかにその旨を開示します。また、取締役会評価期間を延長する場合には、延長期間とその理由を速やかに開示します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて外部専門家等の助言を求めるとともに、独立委員会の意見を求め、その勧告を十分に尊重して、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、適時適切な開示を行います。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉したり、当社取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

5. 大規模買付行為がなされようとした場合における対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会が仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う可能性は排除しないものの、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付行為の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大規模買付行為に関する大規模買付情報およびそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付者が真摯に合理的な経営を目指すものではなく、大規模買付者による支配権取得が、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保しまた向上させるために必要かつ相当な対抗措置を講じることがあります。具体的には以下に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合または該当すると客観的に合理的に疑われる事情が存する場合には、原則として、当該大規模買付行為は当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合に該当するものと考えます。

当社グループの企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと認められる類型

- ① 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせると考えられる目的で当社株式の買付を行おうとしている場合
- ② 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に委譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買付を行おうとしている場合
- ③ 当社の経営を支配した後に、当社が合理的な理由をもって使用していない当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買付を行おうとしている場合
- ④ 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高

配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で当社株式の買付を行おうとしている場合

- ⑤ 大規模買付者の提示する当社株式の買付方法が、最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の当社株式の買付を行おうとしている場合（いわゆる強圧的二段階買収）
- ⑥ 大規模買付者の経営陣または主要株主もしくは出資者に反社会的勢力と関係を有するものが含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合
- ⑦ その他①ないし⑥に準ずる場合で、当社ならびに当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

なお、上記のように対抗措置をとるか否かの判断に際しては、その客観性および合理性を担保するために、当社取締役会は、大規模買付者から提供される買付後の経営方針等を含む本必要情報に基づいて、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付者等および大規模買付等の具体的内容、その他大規模買付等が当社の企業価値および株主共同の利益に与える影響を検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重するものとします。また、独立委員会が対抗措置の発動を勧告するに際して、当該発動に関して事前に株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合には、当社取締役会は、株主の皆様の意思を確認するために株主総会を開催できるものとします。

（２）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法令または当社定款により認められる措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。具体的対抗措置のひとつとして新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は、別紙１に記載のとおりです。

6. 株主および投資家に与える影響等

(1) 大規模買付ルールの設定が株主および投資家の皆様に与える影響

大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報また現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を株主の皆様提供し、さらには、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより、株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが株主の皆様の共同の利益の保護につながるものと考えます。したがって、大規模買付ルールの設定は、当社株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えます。

なお、上記Ⅱ. 5.において記載しましたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。(2021年3月31日現在の当社大株主(上位10名)は別紙4のとおりです。)

(2) 本基本方針による新株予約権の無償割当て時に株主の皆様と与える影響

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法令または当社定款により認められている対抗措置をとることがあります。当該対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合、割当て時においては、当社株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、当社株主の皆様が保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主および投資家の皆様の法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。さらに、この場合において、当社は、大規模買付者に新株予約権の無償割当てを行わず、またはこれを行っても大規模買付者に割り当てられた新株予約権の行使を認めないことがあります。しかしながら、いずれの場合にも、大規模買付者以外の株主には、新株予約権が無償で割り当てられ、かつ、その行使が認められていますので、上記のとおり、当該新株予約権を行使すれば保有する当社株式1株当た

りの価値の希釈化は生じるものの、当社株主の皆様が保有する全ての当社株式の価値の希釈化は生じません。

なお、当社は対抗措置として新株予約権の無償割当ての決議を行った後でも、例えば大規模買付者が買付を撤回した等の事由により新株予約権の行使期間の前日までに新株予約権の無償割当てを中止することがあります。この場合、当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、当社株式1株当たりの価値の希釈化が生じることを前提として当社株式の売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および金融商品取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。

(3) 新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続

対抗措置のひとつである当社取締役会が当社株式にかかる新株予約権の無償割当ての決議を行った場合には、当社取締役会において基準日を定め、これを公告します。当該基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権が無償で割り当てられますので、割当てを受けるためには、当該基準日における最終の株主名簿に記録されている必要があります。

また、株主の皆様には、新株の取得のために所定の期間内に新株予約権を行使していただく（その際には一定の金銭の払込みを行っていただきます。）必要が生じる可能性があります。この場合には、当社は法令および金融商品取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。

7. 本対応方針の有効期間と廃止および改訂等

本対応方針は、2021年の当社第97回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として継続するものとし、その継続後の有効期間は、当社第97回定時株主総会の終結の時より3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

本対応方針は、その有効期間中であっても、株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合または当社取締役会により本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合は、その時点で廃止されるものとします。

また、本対応方針の継続が承認された場合であっても、株主の皆様の共同の利益の保護の観点から、関係法令の整備や、金融商品取引所が定める上場制度の整備、その他日本国内の裁判例等の変更等を踏まえ随時見直しを行い、当社株主総会の承認を得て本対応方針の改定を行うことがあります。その場合には、その改訂内容について、適時適切な開示を行います。

なお、本対応方針の概要図は別紙5のとおりです。

8. 本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、株主の皆様の共同の利益を守るために大規模買付者に大規模買付ルールを遵守することを求め、一定の場合には、必要に応じて株主の皆様にご承認いただくことのある対抗措置の発動を行おうとするものです。本対応方針は当社取締役会が対抗措置を発動する場合を詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動は本対応方針の規定に従って行われます。当社取締役会は単独で本対応方針の発効・延長を行うことはできず、その発効および延長は株主の皆様のご承認を必要とします。また、大規模買付行為に関して当社取締役会が対抗措置をとる場合など、本対応方針に係る重要な判断に際しては、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会に諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。同委員会は当社の費用において必要に応じて外部専門家等の助言を得ることができます。当社取締役会は、同委員会の勧告を最大限尊重して当社取締役会が行った決定につき株主の皆様に対し責任を負うものであります。

このように、本対応方針には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続も盛り込まれています。以上から、本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであると考えております。

以 上

対抗措置のひとつとして新株予約権の無償割当てを行う場合の概要

発行する新株予約権の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主およびその発行条件

当社取締役会で別途定める基準日における最終の株主名簿に記録された当社以外の全ての株主に対し、その所有する当社普通株式1株につき1個の割合で新株予約権を無償にて割り当てる。

2. 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の総数は、当社取締役会で別途定める基準日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的である株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の割当て総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が別途定める価額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者に行使を認めないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、取得事由および取得条件その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

独立委員会の概要

1. 構成

独立委員会は、取締役会から委嘱を受けた社外役員または社外有識者から構成されるものとし、その委員となるためには当社経営陣から独立した地位を有することを要する。独立委員会の委員は3名以上とし、取締役会の決議により選任するものとする。

2. 決議

独立委員会の決議は、独立委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。ただし、委員に事故があるとき、その他やむを得ない事情があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。

3. 勧告

(1) 独立委員会は、以下の各号に掲げる事項について必ず取締役会から諮問を受けることとし、諮問を受ける際には、取締役会が保有する全ての関連情報の提出を求め、当該各事項を検討、審議のうえ決定し、その決定内容をその理由と共に取締役会に勧告するものとする。なお、独立委員会の各委員は、これらの決定にあたっては、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からのみ行うものとし、専ら自らまたは当社経営陣の利益を図ることを目的としてはならない。

- ① 大規模買付者に対して追加して大規模買付情報の提供を求めることの適否ならびに追加して提供を求める大規模買付情報の種類および範囲
- ② 大規模買付者から提供を受けた本必要情報の評価についての勧告
- ③ 大規模買付者による大規模買付ルールへの遵守の有無
- ④ 対抗措置を発動することの適否
- ⑤ 対抗措置の内容
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、取締役会が独立委員会の勧告を受けなければならない事項

(2) 取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重するものとする。

4. その他

- (1) 独立委員会は当社の費用において、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。
- (2) 独立委員会は、必要な情報を収集するため、大規模買付者、当社経営陣、当社の取引先従業員その他独立委員会が必要と認める者に説明を求めることができる。

独立委員会委員の略歴

氏 名 小林 洋哉（こばやし ひろや）
 生年月日 1954年11月 1 日
 略 歴 1978年 4 月 三菱信託銀行(株)（現 三菱UFJ信託銀行(株)）入行
 1980年10月 豊田工機(株)（現 (株)ジェイテクト）入社
 2002年 4 月 名城大学法学部非常勤講師（現任）
 2006年 1 月 (株)ジェイテクト法務部長
 2012年 4 月 名古屋外国語大学現代国際学部教授
 2014年 6 月 中部飼料(株)社外取締役（現任）
 2016年 6 月 当社社外取締役（現任）
 2020年 4 月 名古屋外国語大学名誉教授（現任）

氏 名 西垣 誠（にしがき まこと）
 生年月日 1960年 8 月26日
 略 歴 2003年10月 弁護士登録（愛知県弁護士会）
 2003年10月 入谷法律事務所入所（現任）
 2008年 6 月 シーキューブ(株)社外監査役
 2010年 9 月 新東(株)社外監査役
 2019年 6 月 当社社外監査役（現任）
 2020年 9 月 新東(株)社外取締役（監査等委員）（現任）

氏 名 岩田 広子（いわた ひろこ）
 生年月日 1976年 3 月15日
 略 歴 2002年10月 中央青山監査法人 入所
 2007年 7 月 あずさ監査法人 移籍
 2007年12月 あずさ監査法人 退所
 2008年 1 月 公認会計士岩田広子事務所所長（現任）
 2008年 5 月 一般財団法人名古屋公衆医学研究所 監事
 （現任）
 2016年 7 月 C T S 監査法人 代表社員（現任）
 2017年 7 月 社会福祉法人仁成会 理事

上記委員の全員は、当社の業務執行を行う経営陣から独立しており、当社との間に取引関係および特別の利害関係はありません。

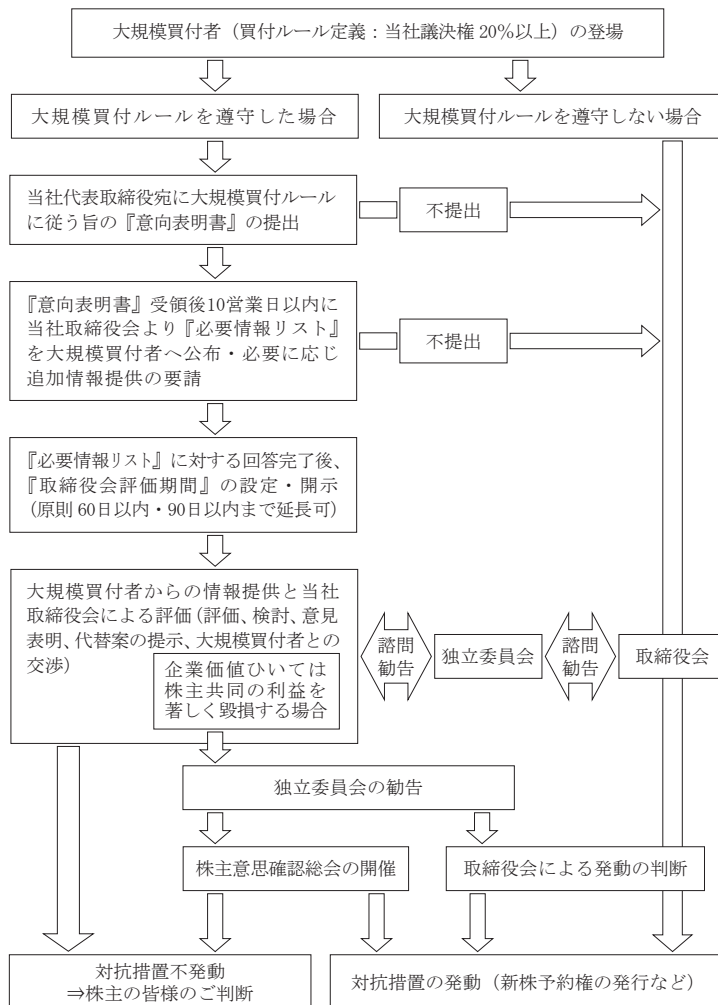
大株主（上位10名）

2021年3月31日現在の当社の大株主（上位10名）は以下のとおりです。

順位	株 主 名	持株数(株)	持株比率(%)
1	中部鋼鈑取引先持株会	3,004,600	10.88
2	三井物産スチール株式会社	2,544,000	9.21
3	日鉄物産株式会社	1,260,000	4.56
4	光通信株式会社	1,044,200	3.78
5	阪和興業株式会社	956,000	3.46
6	岡谷鋼機株式会社	912,000	3.30
7	株式会社三菱UFJ銀行	800,000	2.89
8	株式会社十六銀行	630,000	2.28
9	伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社	545,000	1.97
10	STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	525,400	1.90
計		12,221,200	44.27

（注） 1. 持株比率は自己株式（2,596,588株）を控除して計算しています。

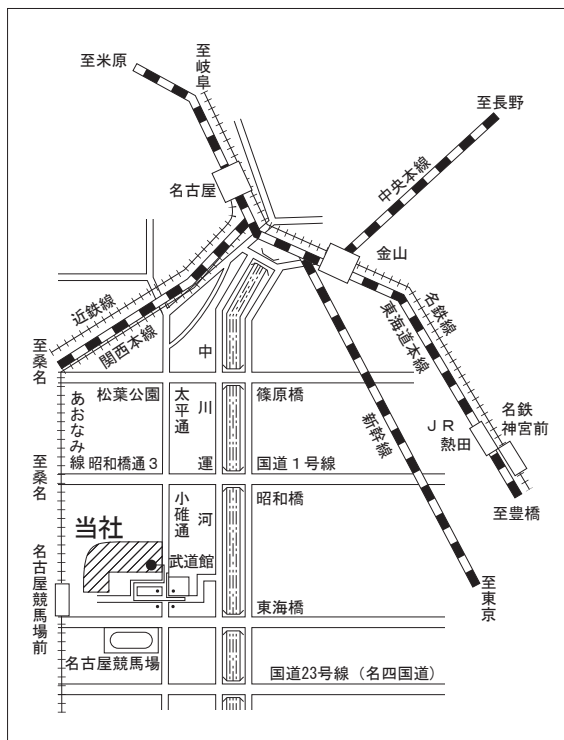
大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の概要図



以 上

メ モ

株主総会会場のご案内



交通機関

- タクシー 名古屋駅から約20分
- 名鉄「神宮前」駅から約15分
- バス 三重交通
 - 名鉄バスセンターから約25分
 - 「武道館前」下車徒歩約3分
- 名古屋市営
 - 神宮東門から約20分
 - 「中野新町」下車徒歩約7分
- あおなみ線 名古屋駅から約13分
- 「名古屋競馬場前」駅下車徒歩約18分